

第七回国会 通商産業委員会 議録 第二十一号

(四一五)

昭和二十五年三月十七日(金曜日)

午後二時四十五分開議

出席委員

委員長代理 理事神田 博君

理事小金 義昭君 理事澁谷雄太郎君

理事村上 勇君 理事今澄 勇君

理事有田 喜一君 理事風早八十二君

岩川 與助君 江田斗米吉君

門脇勝太郎君 田中 彰治君

多武良三君 中村 幸八君

福田 篤泰君 福田 一君

前田 正男君 加藤 謙造君

田代 文久君 河野 金昇君

出席政府委員

通商産業政務次官 宮崎 靖君

特許庁長官 久保敏二郎君

中小企業庁長官 小笠 公昭君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

本日(の)の会議に付した事件

不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七十号)

小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出、衆法第五号)

○神田委員長代理 これより通商産業委員会を開会いたします。前会に引続きまして、私が委員長職務を行いま

す。小型自動車競走法案を議題として

審議を進めます。

この際本案の取扱ひ方について御協

議を願うため、暫時速記中止の上御懇

談を願うことにいたします。

(速記中止)

○神田委員長代理 それでは速記を始

めてください。

小型自動車競走法案に対します取扱

い方につきましては、交渉の経過等委

員長一任ということに承知して、御異

議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○神田委員長代理 それではさように取扱うことにいたします。

○久保政府委員 それは昨日もちよつと申し上げたと存じますが、アメリカにおける取扱いは日本における取扱ひとまったく同様でございます。すなわち、アメリカにおいて日本人が商標権を持つております場合には、アメリカ人が持つておる商標権と、それからアメリカにおいて日本人が持つておる商標権との間には、何らの区別がなしに保護されるわけでございます。

○風早委員 その法的な根拠をひとつ出していただきたいのです。

○久保政府委員 それはアメリカの商標法の第四十四條にございまして、この條約に参加してゐる国は、アメリカ人とまつたく同等の待遇を與へるといふ規定がございまして、問題がさかのぼりまして、この工業所有権の保護同盟條約、今の條約と言われるのは、このことを意味するのであります。この條約というものが日本に対して平等に適用される、今日もこれが生きておるといふことについては、政府は國際法上の解釈も一定しておらないし、政府としても、それは生きてゐるといふことも、はつきり言うことができない、こういう御答弁でありましたが、われ／＼としてもこれは當然常識から考えましても、戦後においてこれらの國際條約が日本に對等の資格でもつて適用されるということは、考

えられない次第であります。しかも政府は今のような非常にあまいな御答弁でありまして、この條約が日本に對して生きてゐるというところは確言せられていない。そういう場合に、たといアメリカで戦前の状態のもとにおきまして、それらの規定があるとしても、それが今安当するかどうかということ、それはまだ不確定であります。その点について、これが確かであると言われる根拠を出していただきたい。このことはやはり不平等なこういう關係を、新しくまた法律で認めようというこ

とにならないとも限らないわけでありまして、特にお尋ねしたい。

○宮崎政府委員 お尋ねの点であります。言葉の言ひまわしで非常な誤解も生れるわけでありまして、國際法上の解釈等におきましては、必ずしも一致しておらぬが、政府としては一應法律が有効のものである、かように考へて提案したものであるということ、申し上げておいたはずであります。さらにただいまの御念の入りました御質問でございますが、御意見の点は私も立場をかえて考えれば、まつたく同意の点も少くないのでありますけれども、御承知のように占領下にありましますところの國際關係は、司令官におきまして日本にかつてやる。貿易協定の字句についても、風早委員も御承知のように、占領下における日本と何々国との通商と云ふものと、協定とかいふ文章が使われておる状態でありまして、日本国が、切り離して對

等の立場で條約が有効であるかどうかという論議よりも、日本に代位いたしまして司令官が平等の立場に立つことが、現在の日本の國情といたしましては、これらの條約が有効に適用されるものであると考へて、一向さしつかえないものだと思つております。

同時に、これに適切なメモだとは申しませんが、これに関連いたしました一つの資料として提供したような事情で、司令官からも強くこの不正競争防止法の改正を要求せられてゐる点、その根本法規が有効であるということの前提に立つての司令官のメモである、かように解釈いたしておる次第であります。

○風早委員 今、政務次官のお答えであります。政府は、一應政府の解釈としてそう言われるのであります。が、實際その解釈をなすべき根拠を私は伺つておるわけでありまして、アメリカがまた日本の商社に對するアメリカ商社の權利侵害を、日本の商社に對して擁護してくれるという根拠を伺つておるわけでありまして、その根拠は戦前の法規をもつてしては、にわかに承服しがたいと思ひます。もし今政務次官の言われるような御解釈でありますならば、戦前に行われておりましたいろいろな國際條約は、みな日本にとつて生きておるといふように、政府は解釈しておられるのですか。特にこの條約だけについては、生きておると言われるのですか。もしそうであるならば、一般の條約について被占領國たる日本は

定をお尋ねしたわけでありまして、これについてはどういふことになつておりますか。

○久保政府委員 それは昨日もちよつと申し上げたと存じますが、アメリカにおける取扱いは日本における取扱ひとまったく同様でございます。すなわち、アメリカにおいて日本人が商標権を持つております場合には、アメリカ人が持つておる商標権と、それからアメリカにおいて日本人が持つておる商標権との間には、何らの区別がなしに保護されるわけでございます。

○風早委員 その法的な根拠をひとつ出していただきたいのです。

○久保政府委員 それはアメリカの商標法の第四十四條にございまして、この條約に参加してゐる国は、アメリカ人とまつたく同等の待遇を與へるといふ規定がございまして、問題がさかのぼりまして、この工業所有権の保護同盟條約、今の條約と言われるのは、このことを意味するのであります。この條約というものが日本に対して平等に適用される、今日もこれが生きておるといふことについては、政府は國際法上の解釈も一定しておらないし、政府としても、それは生きてゐるといふことも、はつきり言うことができない、こういう御答弁でありましたが、われ／＼としてもこれは當然常識から考えましても、戦後においてこれらの國際條約が日本に對等の資格でもつて適用されるということは、考

えられない次第であります。しかも政府は今のような非常にあまいな御答弁でありまして、この條約が日本に對して生きてゐるというところは確言せられていない。そういう場合に、たといアメリカで戦前の状態のもとにおきまして、それらの規定があるとしても、それが今安当するかどうかということ、それはまだ不確定であります。その点について、これが確かであると言われる根拠を出していただきたい。このことはやはり不平等なこういう關係を、新しくまた法律で認めようというこ

とにならないとも限らないわけでありまして、特にお尋ねしたい。

○宮崎政府委員 お尋ねの点であります。言葉の言ひまわしで非常な誤解も生れるわけでありまして、國際法上の解釈等におきましては、必ずしも一致しておらぬが、政府としては一應法律が有効のものである、かように考へて提案したものであるということ、申し上げておいたはずであります。さらにただいまの御念の入りました御質問でございますが、御意見の点は私も立場をかえて考えれば、まつたく同意の点も少くないのでありますけれども、御承知のように占領下にありましますところの國際關係は、司令官におきまして日本にかつてやる。貿易協定の字句についても、風早委員も御承知のように、占領下における日本と何々国との通商と云ふものと、協定とかいふ文章が使われておる状態でありまして、日本国が、切り離して對

等の立場で條約が有効であるかどうかという論議よりも、日本に代位いたしまして司令官が平等の立場に立つことが、現在の日本の國情といたしましては、これらの條約が有効に適用されるものであると考へて、一向さしつかえないものだと思つております。

同時に、これに適切なメモだとは申しませんが、これに関連いたしました一つの資料として提供したような事情で、司令官からも強くこの不正競争防止法の改正を要求せられてゐる点、その根本法規が有効であるということの前提に立つての司令官のメモである、かように解釈いたしておる次第であります。

○風早委員 今、政務次官のお答えであります。政府は、一應政府の解釈としてそう言われるのであります。が、實際その解釈をなすべき根拠を私は伺つておるわけでありまして、アメリカがまた日本の商社に對するアメリカ商社の權利侵害を、日本の商社に對して擁護してくれるという根拠を伺つておるわけでありまして、その根拠は戦前の法規をもつてしては、にわかに承服しがたいと思ひます。もし今政務次官の言われるような御解釈でありますならば、戦前に行われておりましたいろいろな國際條約は、みな日本にとつて生きておるといふように、政府は解釈しておられるのですか。特にこの條約だけについては、生きておると言われるのですか。もしそうであるならば、一般の條約について被占領國たる日本は

定をお尋ねしたわけでありまして、これについてはどういふことになつておりますか。

○久保政府委員 それは昨日もちよつと申し上げたと存じますが、アメリカにおける取扱いは日本における取扱ひとまったく同様でございます。すなわち、アメリカにおいて日本人が商標権を持つております場合には、アメリカ人が持つておる商標権と、それからアメリカにおいて日本人が持つておる商標権との間には、何らの区別がなしに保護されるわけでございます。

○風早委員 その法的な根拠をひとつ出していただきたいのです。

○久保政府委員 それはアメリカの商標法の第四十四條にございまして、この條約に参加してゐる国は、アメリカ人とまつたく同等の待遇を與へるといふ規定がございまして、問題がさかのぼりまして、この工業所有権の保護同盟條約、今の條約と言われるのは、このことを意味するのであります。この條約というものが日本に対して平等に適用される、今日もこれが生きておるといふことについては、政府は國際法上の解釈も一定しておらないし、政府としても、それは生きてゐるといふことも、はつきり言うことができない、こういう御答弁でありましたが、われ／＼としてもこれは當然常識から考えましても、戦後においてこれらの國際條約が日本に對等の資格でもつて適用されるということは、考

えられない次第であります。しかも政府は今のような非常にあまいな御答弁でありまして、この條約が日本に對して生きてゐるというところは確言せられていない。そういう場合に、たといアメリカで戦前の状態のもとにおきまして、それらの規定があるとしても、それが今安当するかどうかということ、それはまだ不確定であります。その点について、これが確かであると言われる根拠を出していただきたい。このことはやはり不平等なこういう關係を、新しくまた法律で認めようというこ

とにならないとも限らないわけでありまして、特にお尋ねしたい。

○宮崎政府委員 お尋ねの点であります。言葉の言ひまわしで非常な誤解も生れるわけでありまして、國際法上の解釈等におきましては、必ずしも一致しておらぬが、政府としては一應法律が有効のものである、かように考へて提案したものであるということ、申し上げておいたはずであります。さらにただいまの御念の入りました御質問でございますが、御意見の点は私も立場をかえて考えれば、まつたく同意の点も少くないのでありますけれども、御承知のように占領下にありましますところの國際關係は、司令官におきまして日本にかつてやる。貿易協定の字句についても、風早委員も御承知のように、占領下における日本と何々国との通商と云ふものと、協定とかいふ文章が使われておる状態でありまして、日本国が、切り離して對

等の立場で條約が有効であるかどうかという論議よりも、日本に代位いたしまして司令官が平等の立場に立つことが、現在の日本の國情といたしましては、これらの條約が有効に適用されるものであると考へて、一向さしつかえないものだと思つております。

同時に、これに適切なメモだとは申しませんが、これに関連いたしました一つの資料として提供したような事情で、司令官からも強くこの不正競争防止法の改正を要求せられてゐる点、その根本法規が有効であるということの前提に立つての司令官のメモである、かように解釈いたしておる次第であります。

○風早委員 今、政務次官のお答えであります。政府は、一應政府の解釈としてそう言われるのであります。が、實際その解釈をなすべき根拠を私は伺つておるわけでありまして、アメリカがまた日本の商社に對するアメリカ商社の權利侵害を、日本の商社に對して擁護してくれるという根拠を伺つておるわけでありまして、その根拠は戦前の法規をもつてしては、にわかに承服しがたいと思ひます。もし今政務次官の言われるような御解釈でありますならば、戦前に行われておりましたいろいろな國際條約は、みな日本にとつて生きておるといふように、政府は解釈しておられるのですか。特にこの條約だけについては、生きておると言われるのですか。もしそうであるならば、一般の條約について被占領國たる日本は

定をお尋ねしたわけでありまして、これについてはどういふことになつておりますか。

○久保政府委員 それは昨日もちよつと申し上げたと存じますが、アメリカにおける取扱いは日本における取扱ひとまったく同様でございます。すなわち、アメリカにおいて日本人が商標権を持つております場合には、アメリカ人が持つておる商標権と、それからアメリカにおいて日本人が持つておる商標権との間には、何らの区別がなしに保護されるわけでございます。

○風早委員 その法的な根拠をひとつ出していただきたいのです。

○久保政府委員 それはアメリカの商標法の第四十四條にございまして、この條約に参加してゐる国は、アメリカ人とまつたく同等の待遇を與へるといふ規定がございまして、問題がさかのぼりまして、この工業所有権の保護同盟條約、今の條約と言われるのは、このことを意味するのであります。この條約というものが日本に対して平等に適用される、今日もこれが生きておるといふことについては、政府は國際法上の解釈も一定しておらないし、政府としても、それは生きてゐるといふことも、はつきり言うことができない、こういう御答弁でありましたが、われ／＼としてもこれは當然常識から考えましても、戦後においてこれらの國際條約が日本に對等の資格でもつて適用されるということは、考

えられない次第であります。しかも政府は今のような非常にあまいな御答弁でありまして、この條約が日本に對して生きてゐるというところは確言せられていない。そういう場合に、たといアメリカで戦前の状態のもとにおきまして、それらの規定があるとしても、それが今安当するかどうかということ、それはまだ不確定であります。その点について、これが確かであると言われる根拠を出していただきたい。このことはやはり不平等なこういう關係を、新しくまた法律で認めようというこ

とにならないとも限らないわけでありまして、特にお尋ねしたい。

○宮崎政府委員 お尋ねの点であります。言葉の言ひまわしで非常な誤解も生れるわけでありまして、國際法上の解釈等におきましては、必ずしも一致しておらぬが、政府としては一應法律が有効のものである、かように考へて提案したものであるということ、申し上げておいたはずであります。さらにただいまの御念の入りました御質問でございますが、御意見の点は私も立場をかえて考えれば、まつたく同意の点も少くないのでありますけれども、御承知のように占領下にありましますところの國際關係は、司令官におきまして日本にかつてやる。貿易協定の字句についても、風早委員も御承知のように、占領下における日本と何々国との通商と云ふものと、協定とかいふ文章が使われておる状態でありまして、日本国が、切り離して對

等の立場で條約が有効であるかどうかという論議よりも、日本に代位いたしまして司令官が平等の立場に立つことが、現在の日本の國情といたしましては、これらの條約が有効に適用されるものであると考へて、一向さしつかえないものだと思つております。

もはやその適用を受ける資格がない状態にある場合に、特にこの條約だけが生きておるといふに解釈せられる根拠はどうか。今官廳事務次官は、その場合にすべてこれは連合軍總司令部にまかされたことであると言われまが、總司令部はそういったような点について、われ／＼にどういふ保証を與えてくれておったか、この点もぜひお答え願いたい。

○官廳政府委員 個々の場合の保証を與えてあるかないかの実証は、この席でいたす必要もなからうと思ひますが、すべて占領下にありま日本に代位して、國際關係を處理してくれるのは總司令部であらうと思ひます。従つて日本に代位いたしました國際關係を處理しております關係上、條約、法令というものは、現在政府といたしましては有効であると考えるのが、常識的でもあり、事實でもあると考えております。

○風早委員 常識的であるといつて、そんな道義的な保護にわれ／＼が安心して身をまかせられるわけにはいかないと思ふ。これは日本の商社全体の運命の問題であります。今までわれ／＼は實例を知つておる。貿易なんかでいろいろクレームをやります。これは日本において正當な權利を主張しておるわけですから。おそろく東南アジア方面——これはボンド地域でありますが、約八十億というものがクレームになつておる。しかしこれはみな却下せられておるといふような実情であります。この工業權保護の同盟條約に列挙してありますところのい／＼な不正行為に對しまして、日本がこれに提訴するといふ場合におきまして、はたしてそれが

受入れられるかどうか。またアメリカ本国に對して提訴するなんと言われまが、われ／＼がアメリカ本国に實際に提訴すべき手段を持つておるか。これは昨日も私は特に指摘いたしました。東南アジアにおいて問題がしばしば起り得るわけですから。東南アジアにおいて、日本の商品とアメリカの商品とがぶつかるわけでありま。あるにイギリスの商品とぶつかった場合に、イギリスなりアメリカの本国に對して、實際問題としてわれ／＼がはたして提訴し得る手段があるか。これに反してアメリカなりイギリスなりは、この法律によつてきわめて容易に、日本政府にその要求をなすことができるわけですから。しかもこれに對する制裁規定なるものは、実に嚴格をきわめて、今まで千円以下の罰金であつたものが、二十万円以下並びに三年の禁錮というやうな嚴罰、体刑が付けられておるといふことを考えましても、これははなはだ片手落ちではなからうかと考えるのですが、そういう点について、いかなる根拠で、その保護が考えられておるか。ただ道義的な信頼というのでは安心が行かないのです。

○官廳政府委員 道義的な信頼とか何とかいふ言葉の問題でなく、敗戦し、占領されておるといふ嚴然たる事實を否定するわけに行かぬのです。占領された日本に連合國最高司令部が代位して行動しておるといふことも、嚴然たる事實であります。しかも風早委員のおつしやうとする根拠は——昔から私はよく知つておりますので、心持はよくわかつておるのです。初めからクレームのことに關連してお話したいのだらうといふことが頭に浮んでおり

ましたが、先に申し上げては失礼と思つて差控えたわけでありま。貿易ではなか／＼キャンセルされた理由をわれ／＼が把握することができませんでした。それがためにスキヤップの機関に訴えまして、このクレームを却下されたものもありまが、順次取上げられて来る段階にありまして、私どもとしてもこれも占領下においてはやむを得ない事情の進展であると考えまして、ただこのまま放置することはできないといふので、せつかく司令部に向ひまして、これはおもに通商官がその衝に當りまして、毎日のように繰返しておるわけでありま。しかし工業權の問題につきましては、現在まで現われた実例におきまして、貿易に關するクレームのやうな状況ではなく、まつたく平等の取扱いを受けておるといふことが、事實としてあげられておるわけでありま。この事實に對して御信賴いただく以外に、ただいまではこれ以上の有効適切なお氣に召すやうな御答弁は、ちよつといたしかねる状態にあることを、御了察願ひたいと思ひます。

○風早委員 政府は事實として言われますが、その事實を示していただきたい。やはり事實上の問題が大事であります。アメリカの商社が日本の商社の權益を侵した場合におきまして、實際に日本の商社のためにこれを守り得たといふ事實關係を若干実例をもつて示していただきたい。要するに事實上の關係において平等な關係が設定されたとならば、話は別であります。

○官廳政府委員 実例を示せといふお尋ですが、できれば実例を示した方がよろしいのでありますが、アメリカが日本の工業所有權を侵犯したといふ実例が、ただいま上つておらないのでありまして、これはとにかく平等に扱うものであるといふことの話し合ひは完全に進んでおります。特に日本人の商標等のごまかし行為が再現したといふやうなことが、向うのニュース・ウィークという一月九日付の新聞にも出ておりました。ジャパン・トリック・アゲンと言つては、日本人のごまかし行為再現といふので、どうも日本人がマークをごまかしたり、工業權を侵犯したりする行為がある。こういう行為によつて日本の商品が再び國際市場を荒すのではないかといふ意味の記事が出ておりました。これから考えましても、むしろ日本の方が國際信用を高め、貿易の振興をはからうといふ立場から考えましても、今までありました不完全な不正競争防止法にまさる、少くとも國際的な水準にまでこの不正競争防止法を改正するのが適切であるといふことは、單に司令部の考え方であるのみならず、日本政府としても考えて、ここに提案したやうな次第であります。実例につきましては、ただいま申し上げましたやうに、相手國のアメリカが日本の工業所有權を侵犯した、これを不正に使用したといふやうな事實を、ただいままでではとらえておりませんので、この事實の御指摘は困難だと思ひます。

○風早委員 守られておるといふその事實のことを言つておるのであります。向うが侵犯して日本の商社の權益が實際に守られたといふ、そういう実例がまだないといふことは、これはあり得ないと思ふのでありますが、しかしそういう場合は非常に少いだらうと思ふ。といふのは向うは資本が大きいのです。こちらはどうしても中小が大多数でありまして、結局は國際大資本と日本の中小の資本との關係になる。こゝに輸出貿易の面におきましては、これがしば／＼問題になるわけでありま。向うは何とか言つては、日本がデモンピングをするとか、商標をごまかしとか、その他等々といふ／＼難くせをつけて来るわけでありま。もちろんそういう不正行為があるならばいけない。しかしそうならざるを得ない非常な不平等な資本の關係がある。この前提に立つて實際問題を考へて行かなければならない。そうした場合、この法律を嚴重に適用して行きますと、日本の方ばかりび／＼と取締られて、向うを取締るというやうな機会もなければ、機會があつても、それは事實上行えない。今までそういう実例はないのだといふことになれば、實際の效果としては、日本の商社だけを取締る法律であるといふことになつて、國際條約でも何でもない。事實上一方的な日本の商社の取締法といふことにならないうでしようか。そういう点で、この工業權の保護の同盟條約といふやうなもの、これは現在では實際は空文なんです。非常に一方的なものです。相互に對等な關係がありまして、両方とも問題があつて、両方の權益をお互いに擁護し合つていふことが出来る場合においてのみ、こゝのやうなものを安當とするのでありまして、それ以外の場合において、現在のような不平等な國際關係のもとで、わざ／＼これを日本の政府が自発的にやられるといふ趣旨が、

どうものみ込めないわけですから。そういう点についてもう少しはつきりした根拠を示してもらいたい。日本の商社に対して安心の行くような根拠を示していただきたい。

○富樫政府委員 アメリカに実例がないから、このことは相互に平等であると言つても、必ず行われなければならない、不平等な待遇を受けるであろうという断定的御意見のようでありまして、それは御意見として承つておきます。現在実例がないから、事実が起つたときには、必ず風早さんのお話の通りになるだろうとは、私は承服しがたい点であります。それから日本の商社だけに取締法的なきつものになるといふお話は、これは一つの見方として御意見としては拝聴いたしますが、ただいまニュース・ウィークの実例を示しましたように、日本の商標のごまかし行為が再現するであろうというようなことが、アメリカ及びアメリカの關係諸国の中に流れておる実情の中において、日本が不正競争防止法の取締りを強化したという事実が、もし伝わつたといふ事実は、これは国際信用の上に好影響があり、貿易の振興の上にも好影響こそあれ、これが国際信用を下したり、国際的な貿易を阻止したりする理由にはならないものと考へまして、その効果に多大の期待をかけてあるいは御意見のように、日本人ばかり片手落ちな取締りになるというふうなことがあるかもしれませんが、この点はあなたの御意見として政府は承つておきますが、これはやはり司令部のメモランダムに基き、国際情勢を勘案し、政府の信ずるところから行きますと、この改正が妥当であ

る、かように考へておるわけでありまして、

○風早委員 手元に配付されてあります司令部の賞罰なるものは、きわめて一方的に問題を提出しておるのではなかつたかといふことは、きわめて一方的にかつて、これを早く取締れといふのでありますが、今までの取締法も現にあるものでありまして、それ以上にまた厳罰をもつて取締れといふ一方的なメモランダムを、そのまゝのまなげなければならぬ理由が、われ／＼国会としては受取らうがたいわけでありまして、政府はそういうふうなものを参考として受取られざるでありまして、われ／＼国会としては、そういうものは受取りがたい。この点について政府としては、国会に對して、どういふ説明をされるつもりでありますか。

○富樫政府委員 国会に對しまする説明は、終戦後の新しい憲法に基きまする国会の運営の次第によりまして、また国会に生れたる慣例に従ひまして、法律案を提案いたしました。御審議を願つておるわけでありまして、ただ司令部のメモが一方的であるという御意見に對しましては、現在の国情からいたしまして、政府として答弁の限りではございません。

○風早委員 私はここに重大な問題があると思ふ。政府は、メモランダムといふものを、わざ／＼われ／＼の手もとに配付せられ、それがあたかも絶対至上のものであるかのごとくに考へて

おられる。しかしながらわれ／＼は、今政務次官が言われたように、新憲法に基いて国会の審議権といふものがあつたと思ふ。でありますから、もしわれわれがこのメモランダムの趣旨に反した、たとへば私が今いつてゐるやうな、そういう決議をした場合に、政府はどうかという態度をとりますか。少くとも現行法でよろしい、この取締りをやるやうな法案には反対である、こういう決議をした場合に、政府はどうかという態度をとられるか。その場合に国会の審議権とメモランダムとのどつちを一体とられるか。

○富樫政府委員 討論でありまゝながら、議論はいたしたくないのであります。風早さんが一人で反対とおつしやつても、私は国会の意思とは思ひません。国会の意思といふものは、本会議なり、委員会なりにおいて議決された場合において、初めて国会の意思が確定されるものだと思います。従ひまして、否決されたら否決されたで、この法案が成立しないだけのことでありまして、可決されれば、この法案が成立し、実行されることになるのでありまして、あなた一人の御意見をもちつて国会の意思だとは、政府は断じて思つておりません。

○風早委員 そうなれば、メモランダムといふものは、單なるメモランダムでありまして、別に資料として十分に読ませていただきますが、しかし何かメモランダムが出たからというやうなことは、もはや理由にならないわけですね。この法案そのものの内容からしまして、われ／＼は卒直に審議をしていいわけですね。その点は今さら申すまでもないことであるが、しかしながら政府は、あたかもメモランダムといふものをたてにとつて、いやでもおうでもこれを承認せざるを得ないという形で来ておられるように見受けるから、私は特にその点を指摘するわけでありまして。

○富樫政府委員 念のために申し上げておきますが、国会の審議権は否決も可決も御自由であります。それをメモランダムで拘束する意味で資料として配つたものではございません。政府は、総司令部との折衝におきまして、メモランダムあるいは口頭等において、交渉を続けるということとは、終戦後慣例となつておりました。あえてここに説明を要しないと思ひます。

○風早委員 今のお説ではつきりわかりました。メモランダムといふものは、ただ一べんの資料であつて、われ／＼としてそういうものに關係なく、本家が實際國民生活、日本の経済にどう關係があるかという点から、卒直に審議し、かつ決議をする権限がある。そんなことわかつてゐるじやないか。と申す者あり。ところが今までのやういふ国会議員に對して影響を與えようとするやうなところが實際見えぬから、私は言つておるわけでありまして、今の富樫政府委員の御答弁で安心いたしました。

○神田委員代理 これでは本案に對する質疑は終了いたしました。討論採決は次会に行ふことといたします。

○神田委員代理 次は中小企業協同組合法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。質疑に入りませんが、この際特に委員長からお諮り申

し上げたいと思ひます。特別紙幣臨時復旧措置法案に對する小委員会を、今この常任委員会開会中でありまして、開会したいという申し入れでございまして、これを許すことに御異議ございませんか。

〔異議なしと申す者あり〕

○神田委員代理 それではさうと

りからいたします。風早八十二君。

〔委員長退席、澁谷委員長代理着席〕

○風早委員 委員長に御相談しますが、もう三人、四人になつてしまつてゐるのですが、これでやつぱりまともに審議するおつもりですか。この点ひとつ皆さんにお諮り下さつて、やはりやるといふならば、私はそれに従ひます。定足数などは問題外としまして、あまりこれではめぢやだと思ひます。今日は特に中小企業法の運命に非常に関係する協同組合法の改正問題が、議題になつておるのでありますから、ひとつこれで打切つて、あらためて、多数が御出席の場合やるといふことを私はここに希望いたします。

○澁谷委員長代理 お答えします。ただいま神田委員長代理からお諮りしたときに、常任委員会の開会中に小委員会を開くのだからといふことをおことわりしてあります。従つて小委員会はやはり常任委員の方が御出席になるのでありますから、勢い少数になることはやむを得ない。それを御承認になつたのでありますから、このままで継続することといたします。

〔休憩々々と呼ぶ者あり〕

○風早委員 ちよつと今の議事進行について。今休憩という声もありまして、前の委員長が言われたことはよくわか

ります。今の委員長の言われたこともわかりませんが、実際こうなつてみると、あまりにむづかくなつてしまふ。並行審議ということはできないわけはないのですが、事実こうなつてみますと、はなはだどうも意味がないように思ふのですが、それでもなおおやりになるというならば、さつそくやりませう。これは委員長におまかせいたしますが、もう一度、今休憩の声もありまから、お諮り願ひます。

○通谷委員長代理 あよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○通谷委員長代理 速記をとめてください。

○風早委員 それでは質問に入りまします。本改正案は、基本的な修正でもないのではありません、その修正点だけを述べ、あまり問題はないとわれ／＼も考えております。しかしながら、問題はやはり本法そのものにあるのでありまして、一体この協同組合法なるものが施行せられまして、まだ日は浅いといへば浅いのでありますが、その間に実際どれだけの役割をこの協同組合法等が果たしたか、この法案によつてどれだけの効果が實際あつたか、そういう点をやはり私もこの際重視したいと思ひます。今度の改正がほんの部分的な、あまり基本的でない点にとどまつてゐるだけに、なおその点についてひとつ伺つてみたいと思ひます。というのは、今まで、特に商業部門であります、商業部門につきましましては、公団が廃止される、統制がいろいろ撤廃される、こういうことに伴ひまして、あるいは都市と農村、また生産面と流通面、こういうふうな面の流

通の結節点というものが、やはりそこに欠けて來てゐるわけですから、そういう点で、その結節点をどういうふうにつくり出すか、その場合において、協同組合というものが一役果すことになると思ふのでありますが、この協同組合、どういふもの役割には、またおのずから限界もあります。われ／＼が今まで、まだ浅い経験であります、本法ができてからこのかたの実績といふものは、われ／＼の見るところでは、あまり効果をあげてゐないように考えられるのであります。そういう大きな結節点に立ちまして、そういう流通の結節点として、どれだけの役割を實際果して來たかについて、簡単に回答を願ひたいと思ひます。

○宮崎政府委員 お尋ねの点は、非常に高踏的な、中小企業に対する協同組合の効果といふことの問題であらうと思ひますが、お説のように、まだ発足いたしました十箇月程度にしかならぬのでありまして、実効をそれ／＼収めるところまでには参つておらないことは、御指摘の通りだと私も考えております。しかしながら、この中小企業協同組合法なるものの趣旨は、自由経済へ移行しようという段階におきまして、協同組織によりまして、お互い業者が相助け合ふという根本趣旨を初めといたしまして、法律の中に盛り込まれております各條を検討いたしまして、現下適切なものである、かように考えております。昨年の暮れの調査によりますと、事業協同組合として設立しましたのは、千八百九十六、企業組合として発足いたしましたものが三百九十四ございします。なおこのほか、市街地信用組合の信用協同組合への移

行、あるいは内認可を與えた最近急速に認可手続の進んだ、新たな信用協同組合の組織等も順次できつゝあります。四月一日を目途として発足いたしましたものも相当数ありますので、これらの数から考えますと、相当の効果が將來期待できると思ふのであります。が、今日までは、法を施行いたしました、かようにかく／＼というように、手柄として御報告するやうな資料を持つておらないことは遺憾であります。これは、將來法律の運用におきまして、実施面において、十分立法の趣旨を没却しないやうな効果をあげるやうに、各関係省とも連絡をいたしまして、努力して参りたい、かように考えております。

○風早委員 一方において問屋資本の關係を見ますと、やはりその組織もまた機能も非常に崩壊しつつあるやうに見受けるのです。私も、中小企業庁にも参りまして、實際問屋關係の實際はどうなつておるかといふことを聞きに行くのでありますが、目下まだ調査中といわれて、いまだわれ／＼の手元には資料は來ていませんが、目下まだ調査中といわれて、いまだわれ／＼の手元には資料は來ておらないのであります。その間におきまして、いろ／＼巨大なメーカーといふものが、直接に生産の方を支配して行く。これは肥料の場合でも、あるいは石油の場合でも、また最近では米とか藁とかそういう面でも、非常にそういう手が伸びておると思ひます。これが現在全体としてどういふふうになつておるかといふことについては、その後のさき時間でもたつておりますので、中小企業庁關係でも、相当お調べ

が進んでおると思ふのでありますが、これは協同組合と密接に関連して、両方が相まつて行かなければ、やつて行かれないやうな現状であらうと考えるのであります。その面からも、ひとつ實際を簡單にお伝え願ひたいと思ひます。

○小笠政府委員 ただいまのお話の、流通面と生産面の結節点、特にその面から見た問屋機能の問題のお話がございしましたが、問屋機能の弱体化といふことが、從來言われております。この問屋機能の復活と申しますか、強化といふものが、中小企業の問題と関連して考えなければならぬことは、お話の通りだと実は考えておるわけでありまします。ただ問題は、問屋制度の復活につきましては、業種、業態の關係を十分に考えまして、同時に問屋制度の弊害をできるだけためて行くといふやうな方向に持つて行かなければならぬと考えております。この問屋制度がどういふやうな実態にあるか、またさらに大きなメーカーの販賣面への進出がどういふやうな形になつてゐるか、その実態についてのお尋ねがあつたわけでありまします。実は中小企業庁といつたしましては、先般來問屋の問題を中心に行つたしまして、實際調査を進めておるわけでありまします。まだその結論を得ていないのですが、その遠くないうちに結論が得られる運びになつております。大きなメーカーの販賣面への直接の進出という面につきましては、まだはつきりした実態をつかんでおりません。が、できるだけそういう面をも考えつつ、相對的に、流通面の復活と申しまするか、適正化をはかるやうに、実は考えておるわけでありまします。お尋ねの

ような点に対する具体的な資料といふものは、まだつかめていないことは、まことに遺憾に考えておる次第であります。

○風早委員 私は今、これは中小企業庁のお考えと非常に近い考えになるかもしれません。この問屋資本の役割といつたものは、今これを全然つぶしてしまふわけには行かないと思ふのです。政府は問屋資本に対していろいろの援助を與えるといふことを、この間も池田通産大臣も言つておられました。が、それらを全面的に復興して行くという意味ならば、これはむしろ反対ですが、やはりどうも問屋でなければやれないやうな役割がまだ残つておると思ふのです。そういう点で、いろ／＼むづかしい問題があると思ふのです。つまりどういふもの残さなければならぬといふのは、なぜかといふことがやはり問題になると思ふ。私はよくわかりませんが、率直にお尋ねしたいのです。つまり問屋といふものと協同組合といふものとのやうな關係で、實際お互ひに關連するか、これを一、二の特徵的な実例をもつて話していただきたいと思ひます。

○小笠政府委員 具体的な例として最近の事情をつかんでおりませんが、戦前におき少しく古いかと思ひますが、戦前におきまして日本からおもちやといふやうなもの、江東地帯その他で相当たくさん輸出されたことは御承知の通りであります。この家内工業的な生産品といふものが、いわゆる問屋を通じて集荷される。あるいはおもちやの部品の生産されて問屋のところに集荷されて、そこで一つの商品にして出されて行くといふやうな機能があり、またこれか

らぼつ／＼盛んになるつりざおを考
てみましたが、つりのさおとデグス、
うき、はり、それ／＼メーカが運
う、それを各方面から問屋の手に集め
て、一つのつりざおとして、商品の価
値が出て来るという作業形態があるわ
けであります。そういうふうな形態の
ものにつきまして、問屋制度というも
のがあつた方がよいということは言え
ると思ふのです。しからばこの問屋と
協同組合との関係はどうなるかとい
うお尋ねだと思ふますが、最近の新し
い協同組合法におきましては御承知の
通りに、前の商工協同組合のように、
きびしい限定がないものですから、何
人でもつくれる、好いた者でつくれ
るというふうな形になつております。
従いまして、問屋を中心として下請の
そういう連中が一つの組合をつくつて
行くということも、形として可能であ
ります。また問屋は別にいたしまし
て、その下請の小さな部品メーカーだ
けが組合をつくつて、問屋との交渉と
いうか結束に当るといふ形も可能であ
ります。そういうふうな形が今度の協
同組合においては自由につくれるの
で、縦にあるいは横につくことによ
つて、一つの経営単位というものは
つきりして来るというふうな効果を持
つてあろうと考えておるわけでありま
す。具体的なこまかな例は、今即刻に
ちよつと思ひ出せないものであります
が、今申し上げましたような業種部門
が相当たくさんあるわけでありま
す。

○風早委員 今のはやはり問屋が、協
同組合の一つの構成部になるといふよ
うな場合について言われたわけですが、
これはもう少しよく問屋の実態を、
各業種別に資料を出していただき

まして、その上でわれ／＼も考えてみ
たいと思ひます。

次に、問屋に対して、政府がいろい
ろな援助を與えるというふうな政策を
一部編み込んでおられますが、協同組合
に対して援助される場合においては、
その問屋を通じてやられるというわけ
ですか。一般のメーカに対する援助
を、中小の場合にはやはり問屋を通じ
てやるというのが、政府の御趣旨であ
るようには考へるわけですが、協同組合
に対しては、問屋との関係はどうい
うふうになり、またその優先順位とい
つたようなものは、どういふふうにな
るか、またその順位だけではないに、実
態的にどういふふうになり、実際にこれに
保護、援助を與えて行くか、そういう
点をひとつよく説明していただきたい
と思ひます。

○小笠原政府委員 協同組合の結成の問
題と、問屋との関係は、必ずしも一般
論としては同じものではないといふ
うちに、実は考へておるわけですが、協
同組合といふものが相互扶助機関とし
て立つて行く。それに対して政府はこ
れだけの運営を指導する、あるいは金
の円滑な運営を助長する、あるいは金
の経営規模を引上げるための施設を
やつて行くといふような、いろいろの
手を打つて行くわけでありま

す。問屋
の問題につきましては、風早さんもお
話の通り、業態々々によつて違つて来
ると思ひます。従つて問屋と協同組合
といふものは、必ずしも相互関係を持
つものでもなし、またあるいは択一的
にいずれかをとるといふような、はつ
きりした関係はない。一般論として協
同組合制度によつて、経営の規模を引
上げて行く場合が多いと考へておるの
であります。極力これが指導育成をは

かつて行きたいといふふうに、実は考
えるわけでありま

○風早委員 たとえば公団が廃止せら
れる。今まで資材の配給なり割当な
り、そういうふうなものにつきまし
て、やはりそれでもつて大なり小なり
統制が行われたわけでありま

すが、そ
ういふものははずれるということにな
りますと、その問屋に対して協同組合
といふものが、やはり主として役割を
演ずるのかどうか、そういう場合に政
府はどういふ援助を與えるか、今まで
たとえば商工中央金庫なんか実際に
おいて中小金融といふものも、ろくに
やつていないといふのが定評だつたの
ですが、われ／＼そういう場合に今後
の問題として、政府はどの程度まで実
際腰を入れてやられるつもりである
か。それから協同組合の育成につい
ては、どういふふうな影響になつて来
るのか、その点少し数字的にも具体的
に、ひとつ話してもらいたい。

○宮崎政府委員 残念な申分でありま
すが、お尋ねの点は、数字的に示せと
いうこともありませんが、あまりはつ
きりせぬのでありまして、答弁の方向
がお考えと違つたような向きに参る可
もありませんが、あらかじめ御了承願
ひまして、もし方向が違つておりました
ら、重ねてお尋ねをいただきたいと思
ひます。この公団等を廃止し、統制が
弛緩せられて来た場合の協同組合のあ
り方といふようなお話がありました
が、私どもの方では協同組合組織とい
うものは、あくまでも組合員の相互扶
助の機関でありまして、これが国の統
制機関であるといふような見方は、毛
頭いたしておらないわけでありま
す。

御指摘の商工中金の機能が協同組合及
び中小金融のためには、非常に冷淡で
あつた。この点も見方によりまして一
面の真理と私も考へます。これに
かんがみまして、今度商工中金の機構
を飛躍的な改革をいたしまして、順次
設立して参りますところの協同組合を
中心としたします各種の組合に、万選
憾ないところの金融措置を講じて行
きたい。しかしこれもやはり政府が補助
するとか何とかいふ根本觀念でなく、
その協同組合が自主的に運営する資金
の供給に事欠かない、かような面に持
つて参りたいと思ふのであります。な
お問屋の問題につきまして小笠原長官と
の間に、お話があつたのであります
が、私どもの考へておりましたは、
統制経済の強化せられるといひます
が、嚴重に行われておりました当時
は、問屋業といふものの存在は許され
ないものではなかつたか、これは蓋然
論でありまして、絶対という言葉は申
し上げかねますが、許されないので
ないか。初めて自由企業に移りかわり
ますので、問屋業といふものが、これ
から生れ出るのではないか。この問屋
業が極端になりますと、あるいは御意
見の中にあるのかもしれないが、多
少の弊害もあらうと思ひます。先ほど
長官の説明しましたように、部分品を
集めまして完成製品にするというよう
な操作は、やはり問屋制度の特徴でも
あります。問屋制度につきましては、
格別政府はこれを取上げまして、こと
さらにそれを育成しようとは考へてお
りませんが、通常の自由主義の経済面
におきましては、勢い問屋といふもの
が自然的に必要になつて来るであろ
う。この場合に一応十数年間にわたつ
て、その機能を停止したような形にあ
りますものについては、まづもつて仲
介的な域にありますが、右にも左に
も資金をととのえなければならませ
んの、昨年八月の末と思ひましたが、
御承知のように、初めて問屋業を金融
の対象として取上げております。すな
わち融資基準のわくをかえまして、今
まで甲、乙、丙といつて、問屋業には
金融のわくが非常に少く、しかもた
しか丙といふような最低の取扱ひを受
けておりましたが、これを廃しまし
て、乙類に引上げまして、問屋業も所
要の資金が、みずからの受入れ態勢を
整えて要求せられませんでしたものは、コ
マシヤル・ベースによりまして、資
金の供給のできるような手配をいたし
て参つたわけでありま

す。現段階にお
いてはさうなことで、あるいはお尋
ねとは方向が違つた答弁かもしれま
せんが、もし足りないところは重ねてお
尋ねをいただきたいと思ひます。

○風早委員 私が全体としてお尋ねし
たいのは、やはり公団が廃止せられ
る、統制が撤廃せられる、それで今ま
で公団が持つておつた役割——もちろ
ん公団にはまたいろいろの弊害が多々
あつたのでありますから、とにもかく
にも公団が持つておつたその役割を、
今度はどういふふうにして、何が果
すのか、そういう点がよく聞きたい
わけですが、そういう点で、協同組合だ
けを考へるわけに行かないので、私は
問屋といふことも考へてみたわけ
です。それらと関連して、問屋なり、協
同組合なりが、今の公団の役割の代替
になるのか、つまり流通と生産、ある
いは都市と農村、こういうものの結節
点になるものは一体何であるか。こ
ういふものがなければ、がた／＼であり

まして、今実はそのがた／＼の過渡的な状態ではないかと思うのですが、そのために實際円滑に流通されるものも、またされなないといったような面もありはしないかと思いますが、實際滞貨の一部はそういう点からも出ておるのではないか。そういう意味で、今後はどういう機関が、どういう形で果すというように考えておられるのか。一応協同組合、問屋を離れてもいいですが、できるだけそれらに即して、政府は一本どういふ考えを持つておられるのか。ただ公団を廃止しつばなしということはないと思うが、その点をさつくばらんに、専門家がおられましたら、専門家の方からひとつお聞きしたいと思ひます。

○富樫政府委員　よくわかりました。

公団も廃止され、まったく自由企業へ完全に移る時期も近く参ろうと思えますので、その場合には、御承知のように、小売業、卸売業、問屋業、こういうものが連結いたしましたして、生産者と消費者の間を操作して行く、協同組合も特定の範囲の組合員を限りましては、この機関のあるいは卸に該当する場合もありましようし、小売業に該当する場合もあらうと思いますが、商品の流通につきましては、近く国会の御審議に訴えようと思えます商品取引所

者と生産者、この連結をきわめて円
にして参りたいと考えております。

また公団が全部廃止されます前提準備といたしまして、一応援助物資の搬作につきましては、四月一日から臨時通商事務局というものを発足すること、これは予算もすでに衆議院を通過いたしましたおりますし、その設置法につきますでは、近く御審議を願うことにいたします臨時通商事務局におきまして、援助物資に対します業務を臨時に行つて参りたい。あるいは公団廃止の過程におきまして必要がありました場合には、援助物資以外のものも、完全なる商、工、農各部門の事業分野の育成のために必要とあるならば、それらにもさらに考えてもよからう。かような

つもりでただいまいたしております。公団の跡始末のようなものは、臨時通商業事務局、商品の流通につきましては、商品取引所等を復活して、問屋業、卸業、小売業というものの自然的な復活によりまして、これを果して参りたいと考えているわけであります。

○風早政府委員　そうすると、大体商
品取引所が復活せられて、そういうもの
のが、協同組合といわず、また問屋と
いわず、それらの元締めのような結節
の役割を果たす、こういうふうには理解し
ていいわけですか。

○宮橋政府委員　そうです。

○風早委員　そうしますと、もう一点だけ伺います。これは最近新聞紙上で見ただけですが、協同組合にもいろいろ相当税金がかかっているでしょうが、要するに中小企業者は税金で非常に困る。これは御多分に漏れないところでありまして、いまさらここでそのことを言いたくはないのであります。

すが、それに対して、中小企業者が相集まつて協同組合をつくり、それで結局はサラリーマンになつてしまふ。そこで税金が今度は勤労所得税になる。そうなれば、格段に安くなる。こういうふうなことをして、せめても当面の困難を打開して行こうというよりなきわめて悲壯な事実があると思うのです。こういった場合に、税金というものは、その協同組合にどういう形でかかつて来るのか。今まで勤労所得税でなしに申告税で拂つておつた。そういう点が今度は相重なつて、協同組合といつたようなものにぽんとかかつて来るのか。そういう点はひとつ税金の専門家である宮澤政務次官に特にお尋ねしておきます。

○宮内府委員　これは実になごやか

なお諺で、中小企業協同組合に基
きます組合としまして、ただいまの上
うな関係になりますのは、私の知つて
おります範囲では企業組合だけと思
つております。企業組合は勤労者の密
り集まりというものでありますから、
これは課税の方法としましては、勤労
所得として課税します。企業組合には
当然留保金のない限り、課税にはなら
ないと思います。たまた／＼税のお話に
なりましたので、現在通商産業省と
して――これは現段階におきましては、
大蔵省には相当異論があるかと思いま

があつたのであります。それでありま
すから、当然現段階に對します中小企
業を取上げます。もうこれを巷間伝
えておきますやうな危機だといつて勘
案いたしますならば、これに對します
措置といたしましては、まず現在でい
えば資本金三百万円、年間売上げ千
四未滿くらいな程度の企業に對しま
しては、現在の法人税三五%を二〇%
に軽減するといふやうな措置を講ず
べきである。また所得の段階につき
も、中小企業に屬します二十万円以
下の所得、三十五万円以下の所得、か
ようなものにつきましては特別の軽
減税率を設けまして、中小企業の對
策として参りたい。この点をわれ／＼
の中小企業の對策といたしまして、た
だいま繰り上げまして、せつかく政
府部の御支援によりまして、この中
小企業保護のための格段の税率を設
けたい。かように考へておるわけで
あります。

○**風早委員** 今度は大蔵委員でなく、通産政務次官たる宮崎政務次官から非常にけつこうなお話を承りまして、はなはだ慶賀にたえない次第であります。この中小企業者がやはりああいいう協同組合組織に結集して、とにかく何とかして実際の営業に参加してやつて行く活路として出ておるようなわけであります。これに対して税金の面でも、特段のいろいろ考慮をされるところ、これは非常にけつこうだと思ひます。

には出て来ておるようなことも聞いておられますので、結局そうなれば米に對しても統制をはずすということも起るなないとも限らない。政府もそう考えておると思ふ。やはり農村におきましては、協同組合の組織と来うようなものは、非常に重要になつて来うやしないか。そういう点で特に農業協同組合ということについては、何らかの抱負もあらわると思いますが、この点をひとつ最後迄に伺つておきたいと思ひます。

○小英政府委員　都市と農村との交渉を円滑にするという問題につきましても、組合の關係でありますが、この新しい協同組合におきましては、他の法律による協同組合、農業協同組合、水産業協同組合というふうなものとの連合体を認めておるわけであります。この連合体を認めることは、縦横に組むことによってその連絡をよくして行くこと。こういうようなことであります。仕組まれておるわけであります。これは従来の各種組合が同じ系統のもの

か連合会を認めていなかっただというの
は、この中小企業協同組合との差異の
大きなものの一つだと思えます。こう
いうことによりまして今後各方面との
事業上の提携あるいは事業上の連絡を
はかつて、そこに物資の交流の円滑化
をはかつて行くというふうなことを期
待しておるわけであります。

○風早委員　これで一応私の質問を終
りますが、今の運用の実態調査の資料
というふうなものも、近いうちに出て

来るというお話でありますから、それらを十分に勉強しまして、また質問をあとで補充するということがあり得ると思つたので一応保留いたしまして、私の質問はこれで打切ります。

○遊谷委員長代理 本日はこの程度にいたしましたので、次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十五分散会